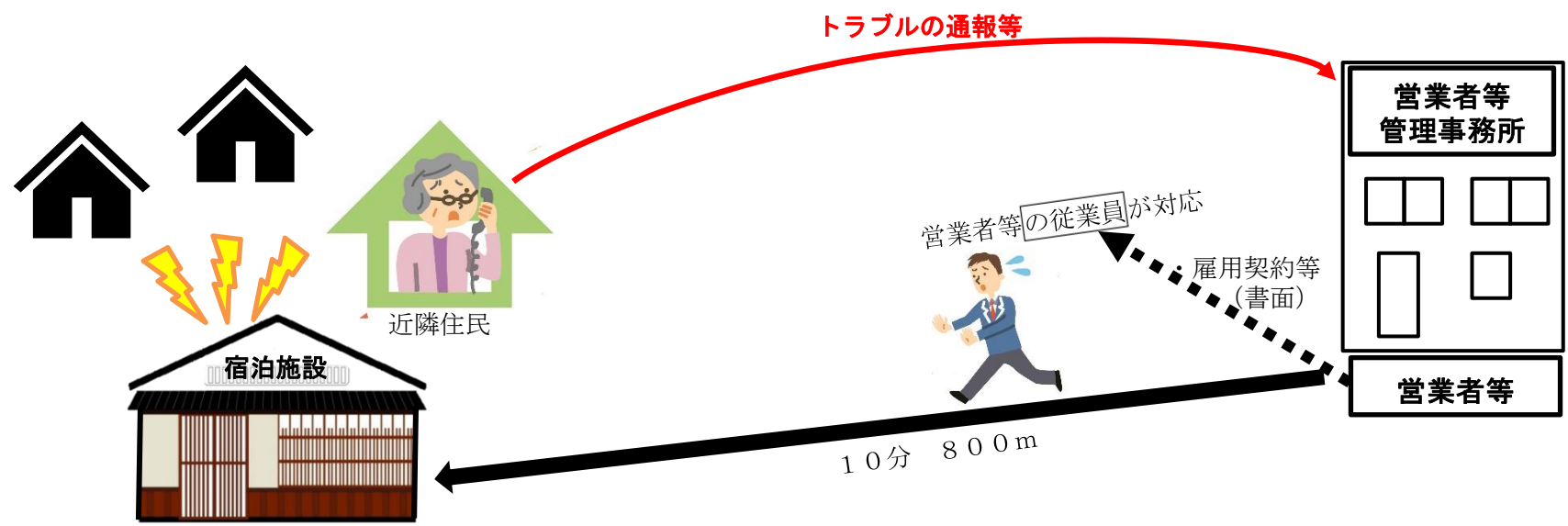


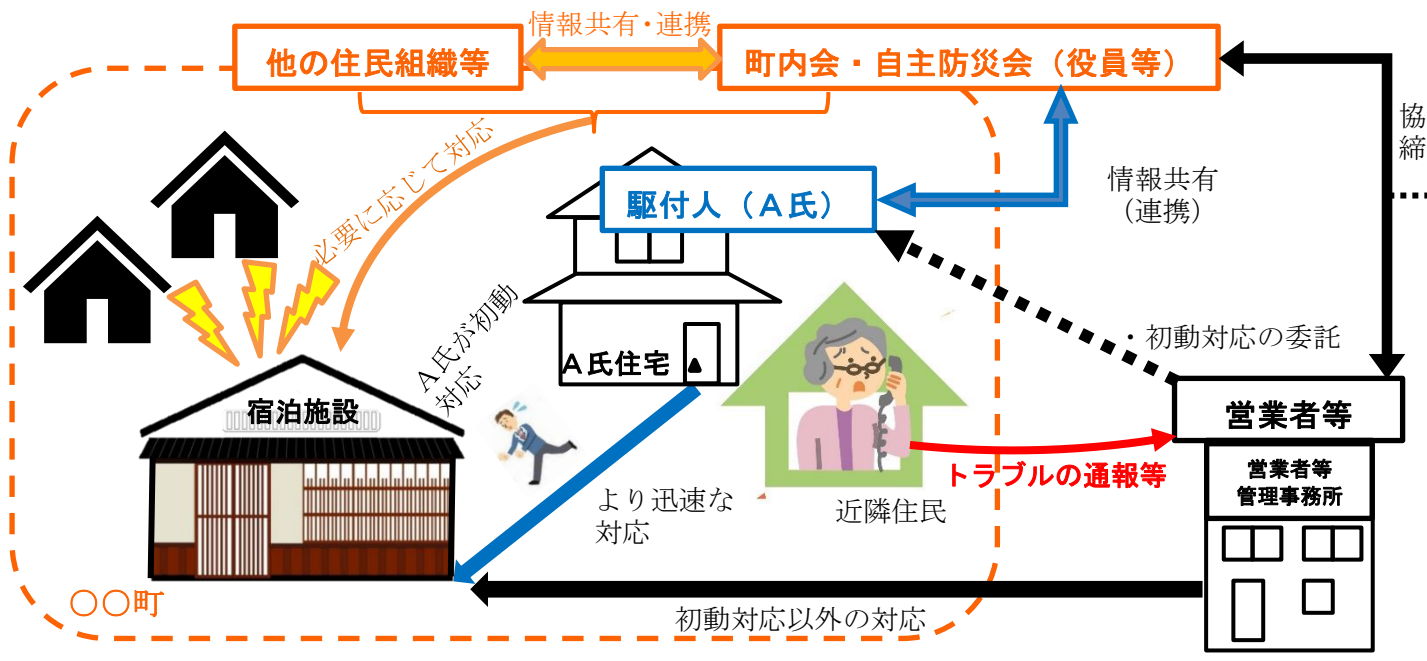
住民組織等への緊急対応の委任に係る指針について

<従来>



<本指針>

- ・ 営業者等による、いわゆる駆け付け体制の構築に当たり、宿泊施設が存する御町内にお住まいの方に、緊急事態等における現地対応業務を担っていただくことで、より地域と協働した宿泊施設の整備・運営推進を図る。
- ・ 本制度の適用に当たっては、当該対応を含む協定書（町内会・自主防災会と営業者等の約束事を書面化したもの）の締結を前提とする。



協定書【記載例】
 (宿泊施設の運営について)
 ○ 次の業務に対応できる体制を確保するため、別に定めるとおり、〇〇町内に居住する業務受託者と必要な連携ができる連絡体制を確保すること。
 (1) 宿泊者、宿泊施設の運営者及び周辺住民等と迅速かつ確実に連絡がとれること。
 (2) ……(以下略)

【連絡網】 宿泊者や周辺住民等からの連絡及び問合せ

宿泊施設の運営者 TEL:000-0000-0000	〇〇町内会会長 TEL:000-0000-0000	〇〇自主防災会会長 TEL:000-0000-0000
①A氏 (駆付人) TEL:000-0000-0000	②B氏 (駆付人) TEL:000-0000-0000	〇〇町消防団 TEL:000-0000-0000
③Z氏 (駆付人) TEL:000-0000-0000		